日中、海洋法条約で対立

2019.8.23 日経朝刊

中国、無断の海洋調査横行
境界線で既成事実化狙う

中国の海洋調査船が7月に2回、東シナ海の日本の排他的経済水域（EEZ）内で調査活動とみられる動きをとった。国際法が義務付ける沿岸国への事前通知はなかった。東シナ海は日中のEEZが重なり、境界線が画定していない。国際法を根拠にした主張のぶつかり合いだけでなく、既成事実を積み上げる「力の行使」が進む。

国際法・ルールと日本

7月25日、長崎県男女群島沖120キロの海域。海上保安庁の巡視船が中国船に警告した。「我が国のEEZで同意なき調査活動は認められない」。船は調査用とみられるワイヤ状のものを海中に延ばしていた。中国船による同様の行動は2019年に入って4回目で既に18年の件数に並んだ。

国連海洋法条約は「EEZ及び大陸棚における海洋調査は沿岸国の同意を得て実施する」と定める。海保は無断調査を発見すれば停船を求めるが、条約に違反への対抗措置の規定はない。警告が無視されれば外交ルートで抗議するしかない。

無断調査とみられる活動の多くは中国船によるものだ。沖縄トラフ（海溝）西側の海域に集中し、海底地質のデータを集めているもようだ。10年の漁船衝突事件や12年の尖閣諸島の国有化後に増えた。14年にロシアがクリミア半島に侵攻し、第2次大戦後初の本格的な「力による現状変更」があった直後も増加した。

EEZは沿岸から200キロまでだ。東シナ海の幅は400キロ以下のため、日中のEEZが重なり合う。日本は海岸線から等距離の「中間線」が境界だと訴えており、それより日本側での調査には事前通報の義務があるという立場だ。中国は中間線を大きく越える沖縄トラフまでが自国の大陸棚だと唱え、海底資源の開発権があると主張する。

条約は沿岸国が大陸棚の資源に「主権的権利」を持つと定める。海岸から200キロ以上でも、地形や地質の条件を満たせば大陸棚として認められる。中国はこの規定を使って中間線より日本側の権利を押さえようとしている。

東シナ海をめぐる問題は、20日の日中外相会談でも議題となった。EEZや大陸棚の境界で対立する場合、条約には国際司法裁判所（ICJ）規定に基づく合意によって「衡平な解決を達成する」との規定がある。

ICJは1969年に北海の大陸棚の境界を地形や地質を基に決めた。一方、85年にはリビアとマルタの争いを中間線の考え方に基づいて解決した。日本は後者の判例が近年は踏襲されていると主張する。ICJへの訴えは当事国の合意が必要で、中国が応じなければ提訴できない。

仲裁裁判所のように当事国の合意なしで提訴できる国際法廷もある。ただ、中国は南シナ海問題でフィリピンに訴えられて事実上敗訴した際、判決を「紙くず」として相手にしなかった。実効性は担保されていない。

沿岸から200キロ以上の大陸棚を認める場としては国連大陸棚限界委員会がある。中国は12年、同委員会に大陸棚を沖縄トラフ近くまで延ばす申請をした。日本の異議で審査はされていないが、中国は海洋調査を続けることで、権益を既成事実化する狙いが指摘される。同委員会の審査に向けて有利な地質データを集める思惑も透ける。

海洋政策に詳しい山田吉彦・東海大教授は「国際法の世界は正しければ勝てるとは限らない。海洋政策への支援などを通じて日本の理解国を増やすべきだ」と話す。

（随時掲載）

中国の調査活動は沖縄トラフ周辺に集中する

中国調査船の活動が目立つ

2010年の漁船衝突事件や12年の尖閣諸島国有化の翌年に増加

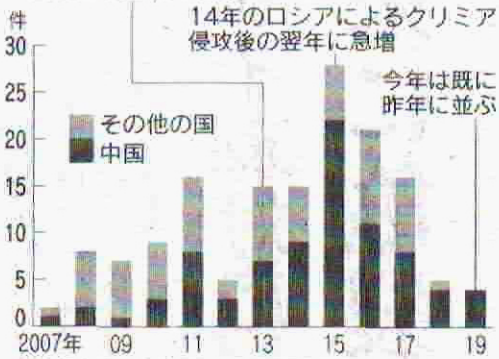

（注）海上保安庁が確認した外国海洋調査船の特異行動件数。19年は7月分まで